

路外駐車場設置届チェックシート						
駐車場名						
提出書類				部数	チェック	
設置届出書				2部		
駐車施設の概要				3部		
地形図(1/10,000以上)						
平面図(1/200以上)						
建築物	平面図(1/200以上):各階					
	立面図(1/200以上):2面以上			2部		
	断面図(1/200以上):2面以上					
	建築確認通知書の写					
	建築検査済証の写					
機械式駐車装置(ターンテーブルを除く)の大臣認定書の写						
管理規程届						
業務(管理)委託契約書の写(委託する場合のみ)						
特定路外	特定路外駐車場設置届出書:市町村→ただし書に基づく添付書面可			2部		
	地形図(1/10,000以上):市町村→駐車場法の届出と同時であれば不要					
	平面図(1/200以上):車いすスペース、移動等円滑化経路その他主要施設を表示					
根拠法令		設備基準			チェック	
出入口 施行令第7条	道路 交通 法 (第 4 条)	交差点、横断歩道、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂			に 設 け て は な ら な い	
		トンネル(国土交通大臣が認めるものを除く)				
		交差点の側端又は道路の曲り角から5m以内の部分(国土交通大臣が認めるものを除く)				
		横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ5m以内の部分				
		安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分				
		軌道車の停留所及びバス停から前後に10m以内の部分				
		踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分				
		その他公安委員会が指定した場所				
	横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の昇降口から5m以内の道路の部分					
	小学校、特別支援学校(盲、ろう、養護)、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館の出入口から20m以内の部分 (当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む)					
	橋(国土交通大臣が認めるものを除く)					
	幅員6m未満の道路					
縦断勾配が10%を超える道路						

根拠法令	設 備 基 準		チェック	
出入口 施行令第7条	前面道路が2以上ある場合は自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること(歩行者の通行に著しい支障を及ぼす恐れのある場合等を除く)			
	駐車面積が 6,000㎡以上の場合、出口、入口とを分離し、その間隔を10m以上とすること(中央分離帯等によって物理的に往復の方向別に分離されている場合を除く)			
	出口、入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをし、切取線の長さを 1.5m以上とすること			
	出口付近の構造は、2m(二輪1.3m)後退し車路の中心線1.4mの高さにおいて道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において歩行者の存在を確認できるようにすること			
車路 施行令第8条	一方通行で徴収施設が設けられ、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分2.75m(二輪1.75m)以上			
	幅員5.5m(二輪3.5m)以上、一方通行は3.5m(二輪2.26m)以上			
	建 築 物	はり下の高さは、2.3m以上		
		屈曲部(ターンテーブル除く)は、内のり半径5m(二輪3m)以上		
		傾斜部の縦断勾配は17%を超えないこと		
傾斜部の路面は、粗面とし、滑りにくい材料で仕上げること				
駐車場の用に供する部分(車室)のはり下の高さは、2.1m以上				
直接地上に通ずる出入口のある階以外の階に駐車場のある場合は、避難階段又はこれに代わる設備を設けなければならない				
給油所その他火災の危険のある施設を附置する場合、耐火構造の壁又は特定防火装置によって区画しなければならない				
高さ 施行令第9条				
避難階段 施行令第10条				
防火区画 施行令第11条				
換気装置 施行令第12条	内部の空気を床面積1平方メートルにつき毎時14立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する装置を設けなければならない(窓その他の開口部を有し、換気に有効な部分の面積が床面積の1/10以上のものは除く)			
照明装置 施行令第13条	車路の路面、10ルクス以上			
	駐車部分の床面、2ルクス以上			
警報装置 施行令第14条	自動車の出入及び道路交通の安全を確保するため警報装置を設けなければならない			
特殊装置 施行令第15条	第7～14条の規定は、国土交通大臣がこの規定と同等以上の効力があると認めた場合は適用しない			
駐車料金 施行令第16条	能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと			
	不当な差別的取扱となる額でないこと			
	負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること			
明示 施行令第17条	利用者の見やすい場所に供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない			
管理規程 法第13条	路外駐車場の名称	を 定 め る		
	路外駐車場管理者の氏名、住所			
	供用時間、駐車料金			
管理規程 規則第3条	休業日、1日における供用時間の開始、終了時刻			
	駐車料金は確定額			
	自動車の滅失又は損傷についての損害賠償事項を含むものでなければならない			
	駐車場の構造上駐車することができない自動車			
	駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他業務の概要			

根拠法令		設 備 基 準		チェック
特定路外（バリアフリー新法関係）	基準省令第1条	車椅子使用者用駐車施設の設置	駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合、駐車施設※の数の2%以上	
			駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合は、駐車施設※の数の1%＋2以上	
			※駐車施設は、普通自動車の駐車のためのものに限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするもの（荷さばき駐車施設）を除く。	
	基準省令第2条		車椅子用駐車スペースを一以上設けなければならない（二輪除く）	
			幅は、3.5m以上	
			車いす使用者用駐車施設の表示をすること	
	基準省令第3条	移動等円滑化経路	長さができるだけ短くなる位置に設けること	
			道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を移動等円滑化経路とする	
			経路上に段を設けない（傾斜路を併設する場合を除く）	
			出入口の幅は、80cm以上	
			通路幅は、1.2m以上、50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること	
			傾斜路の幅は、段に代わるものは1.2m以上、段に併設するものは90cm以上	
			傾斜路の勾配は、1/12を超えないこと（高さが16cm以下のものは1/8）	
			傾斜路の高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるものに限る）は、高さが75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設けること	
			傾斜路の勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える場合、手すりを設けること	
環境確保条例第54条		アイドリング・ストップの看板（条例で定められている、アイドリング・ストップの実行を明記）		